

全国の東横インの施設改造状況等の調査結果(2月10日)

38都道府県からの回答による

※平成18年2月10日時点で把握しているもの。

	物件数	是正済みのもの
調査対象 ^{※1}	122	-
(うち改正ハートビル法の適用対象 ^{※2})	(31)	-
(うち駐車場附置義務対象)	(95)	-
完了検査後に改造が確認されたもの ^{※3}	77	-
法令違反が確認されたもの	<u>63(+3)</u>	<u>11</u>
(うちハートビル法の違反が確認されたもの)	(18)	<u>8</u>
誘導ブロック(令第7条～第9条、令14条)の設置に係る違反	(12)	<u>8</u>
車いす使用者用駐車施設の設置(令12条)に係る違反	(11)	<u>5</u>
車いす使用者用便房の設置(令第10条)に係る違反	(2)	<u>0</u>
出入口の幅、廊下の段差(令第13条)にかかる違反	(2)	<u>0</u>
(うち建築基準法の違反が確認されたもの)	<u>(40(+3))</u>	<u>6</u>
容積率(法52条)違反	<u>(28(+1))</u>	<u>1</u>
建築確認の手続き(法第6条)違反	<u>(9(+1))</u>	<u>4</u>
定期報告義務(法第12条)違反	(3)	<u>1</u>
建築基準法に基づく条例(法第40条)違反	(3)	<u>0</u>
敷地内の通路幅員の不足(令第128条)	(3)	<u>2</u>
<u>建築物の高さ制限(法第58条)違反</u>	<u>(1(+1))</u>	<u>0</u>
<u>建築物の防火措置(法第62条)違反</u>	<u>(1(+1))</u>	<u>0</u>
階段の手すりの未設置(令第25条)	(1)	<u>0</u>
防火設備による区画の撤去(令第112条)	(1)	<u>0</u>
排煙設備の撤去(令第126条の3)	(1)	<u>1</u>
非常用照明設備(令第126条の4)	(1)	<u>1</u>
<u>(うち駐車場法の違反が確認されたもの)</u>	<u>(1(+1))</u>	<u>0</u>
<u>届出駐車場の届出義務違反</u>	<u>(1(+1))</u>	<u>0</u>
(うち駐車場法に基づく条例の違反が確認されたもの)	<u>(25(+1))</u>	<u>6</u>
車いす使用者用駐車施設に関する違反	<u>(5(-2))</u>	<u>3</u>

※1 調査対象は、平成18年1月27日の段階で完了検査済証が交付されていた物件であるが、同31日に完了検査を行った神戸三宮Ⅱを含んでいる。

※2 利用円滑化基準への適合が義務付けられるホテルは、平成15年4月1日以降に着工した2,000㎡(又は条例で定める規模)以上のものに限られる。

※3 改造が確認されたものであり、適法な修繕・模様替も含まれている。